

表 - 1 調査対象物質の検出状況

物質名	検出下限値 ($\mu\text{g/L}$)	重点調査濃度 ($\mu\text{g/L}$)	調査地点数	検出地点数 ¹	重点調査地点数 ²	最大値 ($\mu\text{g/L}$)
4-t-オクチルフェノール	0.01	0.496	44	6	0	0.067
ニルフェノール	0.1	0.304	64	21	4	1.7
ビスフェノール A	0.01	0.4	46	17	1	2.1
17 β -エストラジオール	0.0005	0.0005	49	0	0	-
エストロン	0.0005	0.0005	52	19	18	0.030
フタル酸ジ-n-ブチル	0.2	未設定	24	1	-	0.20
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	0.2	未設定	24	6	-	1.5
アジピノン酸ジ-2-エチルヘキシル	0.01	未設定	24	3	-	0.038

(調査期間：平成 14 年 11 月 13 日から平成 15 年 2 月 19 日)

- 1 検出下限値以上の数値が観測された地点数
- 2 今回の調査において重点調査濃度を超える数値が観測された地点数

重点調査濃度：「平成 13 年度水環境における内分泌攪乱物質に関する実態調査結果」の中で、重点的な調査を実施するか否かの判断基準として河川局が独自に設定したものである（表 - 4 参照）。環境省のリスク評価で内分泌かく乱作用が確認されている物質（2 物質）及び過去の検出率が比較的高かつ文献等で内分泌かく乱作用が確認されている物質（3 物質）を対象とした。設定に当たっては、これまでに報告されている予測無影響濃度等に、水質の時間的変動等を考慮した安全係数を乗じている。